

千葉県病院局職員海外派遣研修実施要領

千葉県病院局（以下「病院局」という。）に勤務する職員を海外の学会等に派遣し、新たな医療知識及び技術を取得させ、日常の診療業務の充実に資することを目的として、病院局職員海外派遣研修を実施する。

1 派遣対象者

海外派遣研修の対象者は、病院に引き続き4年以上勤務している常勤の職員とする。なお、院長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

2 派遣者の選定

海外派遣研修者は、院長が各病院の診療業務に支障のない範囲において院内から候補者を選考し、決定する。

3 報告書の提出

研修者は、海外派遣研修終了後、その結果について報告書を作成し、院長に提出するものとする。

4 旅費の支給

海外派遣研修に要する経費については、予算の範囲内において支給するものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、海外派遣研修に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成15年5月1日から施行する。

2 千葉県病院勤務医師海外派遣研修実施基準は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。